常滑市男女共同参画・性の多様性推進指針（案）【概要版】

指針とは

本市では、男女共同参画社会基本法に基づく市町村計画は『常滑市総合計画』での位置づけとしています。
近年、性の多様性社会（ジェンダー平等）の推進など新しい視点での取組が必要となっている一方で、常滑市総合計画では、具体的な市の基本目標や取組施策が明確でないため、近年の状況を踏まえて、目指す姿や基本目標、具体的な事業などを示した「常滑市男女共同参画・性の多様性推進指針」を策定します。

主な現状と課題

【市民アンケート調査結果より（実施期間：令和6年7月～8月、対象者:1,000人、回答率：33.3%）】

男女の地位に関する意識について

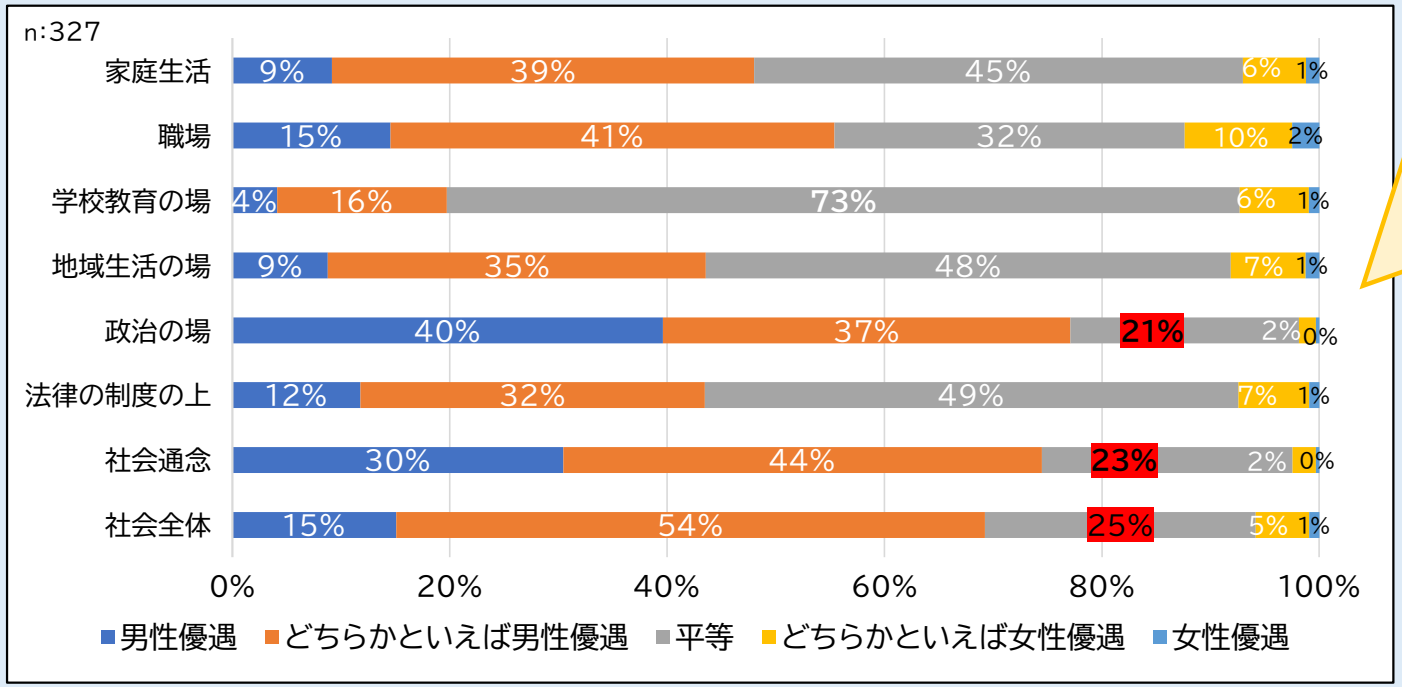

「政治の場」や「社会通念」、「社会全体」では平等と感じている人が20%台と少ないです。

【課題】「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などの固定的な性別役割分担を解消していくような啓発を行っていく必要があります。

主な現状と課題

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について

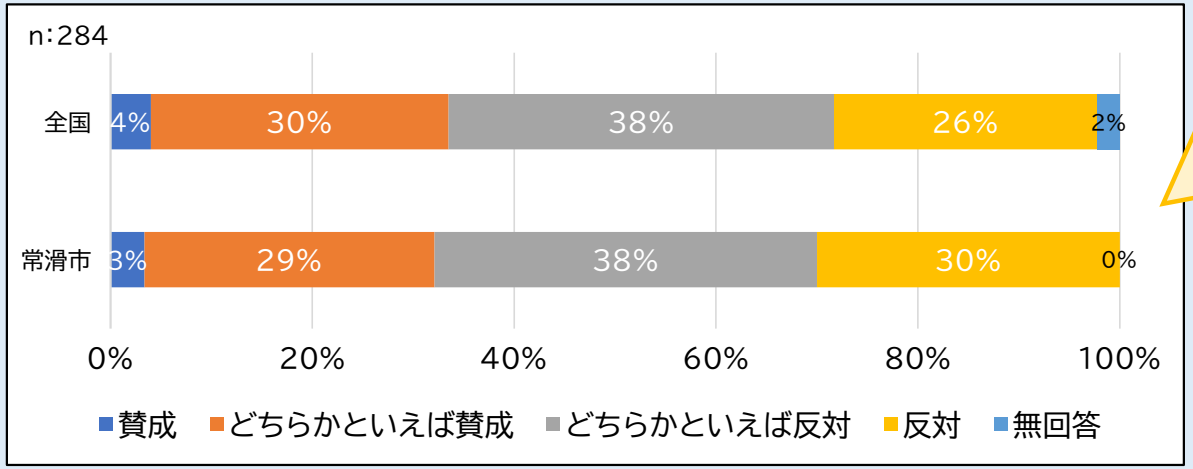

「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計の割合が32%、「どちらかといえば反対」と「反対」の合計の割合が68%でした。
賛成と回答した理由は「家事と両立しながら妻が働き続けることは大変」などが多く、反対と回答した理由は「家事は妻だけの役割ではないから」などが多かったです。

【課題】家事と両立しながら働き続けるために、両立の負担を軽減する必要があります。

働く場において女性が更に活躍するために常滑市が行うこと

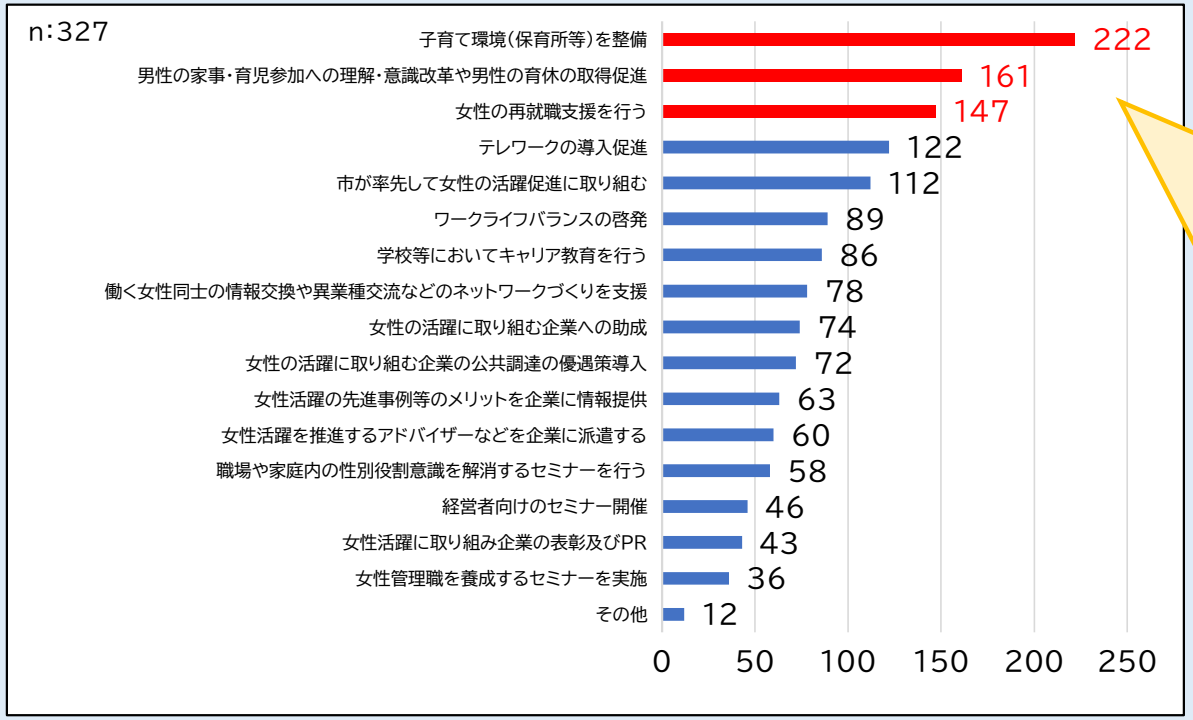

市に最も求められているのは「子育て環境(保育所等)を整備」でした。また、「男性の家庭・育児参加への理解・意識改革や男性の育休の取得促進」や「女性の再就職支援」も多かったです。

【課題】回答が多かった「子育て環境の整備」「男性の理解・意識改革や育休取得」「女性の再就職支援」について取り組みを進めていく必要があります。

主な現状と課題

DV(ドメスティック・バイオレンス)について

DVについて相談できる窓口があることを知っているか

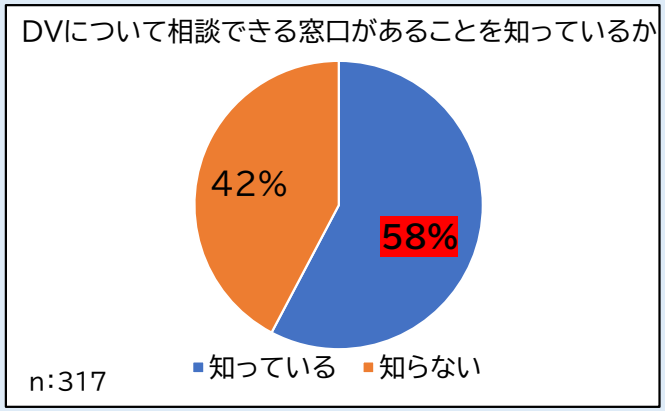

相談できる窓口について、どのようなところを知っているか

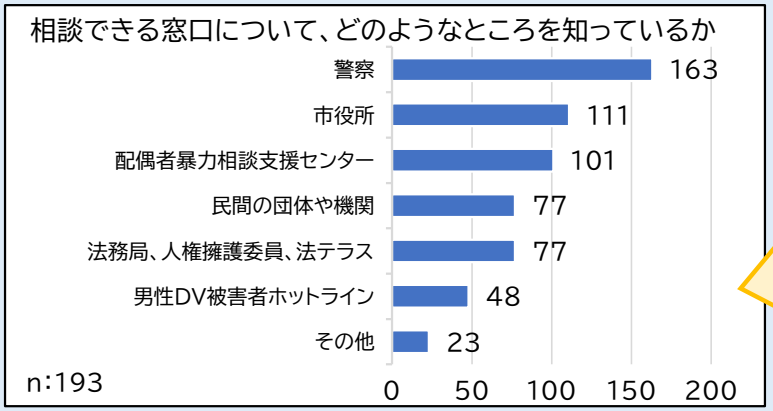

DVについて相談できる窓口の認知度は58%でした。

【課題】相談できる場所があることを周知していく必要があります。

性の多様性について

社会全体における性の多様性への理解が進んでいると思いますか。

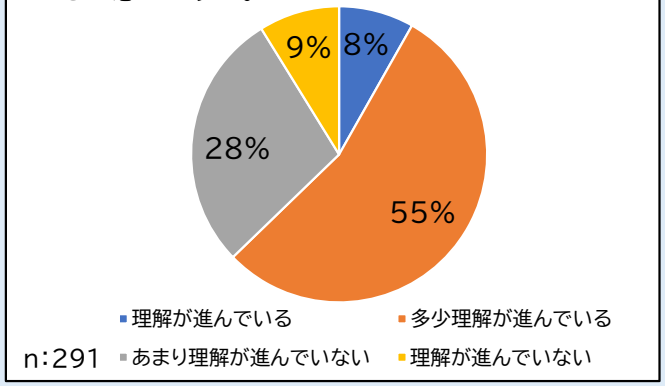

性の多様性について、どのように感じていますか。

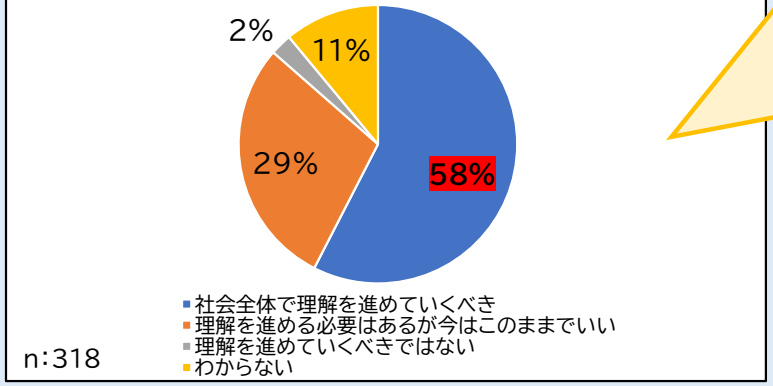

性の多様性について37%の方が「あまり理解が進んでいない」「理解が進んでいない」と感じており、58%が理解を進めていくべきとの回答でした。

【課題】性の多様性について積極的に理解を進めていく必要があります。

目指す姿

『ジェンダー平等を実現し、誰もが安心して自分らしく暮らせるまち』

ジェンダー平等の考え方が市民に広く理解されることで、各々が多様な考え方や生き方を選択できるようにし、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちにつなげていきます。

施策の体系

男女共同参画に関する施策

基本目標	基本方針	取組施策（具体的な事業例）
1　社会制度・慣習についての意識改革	(1)男女平等に関する理解の促進	❶男女平等推進に関する情報提供 （市ホームページへの掲載やパネル展などの実施）
		❷家庭内における男女平等の意識づくり （各種講座の開催）
	(2)性に関する人権を尊重する教育の充実	❸男女平等及び人権の尊重に関する教育の推進 （男女共同参画などの意識啓発パンフレットの配布）
2　ジェンダーギャップの解消	(3)働く場や方針決定の場における男女共同参画の実現	❹女性の就職・再就職への支援【女性活躍推進法】 （県等との共催による個別相談の実施）
		❺市の審議会等における男女平等な登用 （各種審議会等委員の女性登用率40%以上を目指し働きかけ）
	(4)男女共同参画の視点にたったワークライフバランスの実現	❻多様なニーズに対応した子育て支援策・介護支援策の充実【女性活躍推進法】 （放課後児童育成クラブの実施、介護用品クーポン券の支給）
		❼多様で柔軟な働き方の推進【女性活躍推進法】 （ワークライフバランスハンドブックの活用による各種制度の周知）
3　安全安心な暮らしの実現	(5)ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	❽DVなどの暴力を生み出さない環境づくり【DV防止法】 （専門の女性相談員による個別相談の実施）
		❾DV等被害者支援の充実に向けた関係機関との連携強化【DV防止法】 （「常滑市要保護児童対策地域協議会」の設置による適切な保護）
	(6)問題を抱えている人が安心して暮らせる環境の整備	❿男女共同参画の視点をもった地域コミュニティ活動と災害対応 （避難所運営に関する講演会の実施）
		⓫人権の尊重と様々な困難を抱える人々への支援 （相談への対応、学校トイレへの生理用品の設置）

施策の体系

性の多様性に関する施策

基本目標	基本方針	取組施策（具体的な事業例）
4　性の多様性の尊重	(7)一人ひとりが自由に生きる環境づくり	⓬性的少数者への支援 （各種相談窓口の周知）
		⓭多様な性のあり方に関する啓発及び教育の充実 （保育士や教職員向け研修の実施）

具体的な事業例のイメージ

パネル展（❶男女平等推進に関する情報提供）

ファミリーピザ作り（❷家庭内における男女平等の意識づくり）

避難所運営に関する講演会（⓾男女共同参画の視点をもった地域コミュニティ活動と災害対応）

保育士や教職員向け研修（⓭多様な性のあり方に関する啓発及び教育の充実）

2025（令和7）年3月
発行　常滑市
事務局：常滑市市民生活部市民協働課
〒479-8610　愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5
電話：0569-47-6108　FAX：0569-35-3939
E-mail：kyodo@city.tokoname.lg.jp